

避難勧告等の判断・伝達マニュアル  
(洪水編)

【作成例】

令和 年 月

● ● 市(町・村)

## 〈 目 次 〉

1	避難勧告等の対象とする洪水（内水氾濫）	2
2	避難勧告等の発令対象区域	3
3	避難勧告等の発令を判断するための情報	4
4	河川の水位と発表される洪水予報等	5
5	避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	7
6	避難勧告等の発令の判断基準	8
7	避難勧告等の解除の判断基準	11
8	協力・助言を求めることのできる機関	11
9	避難勧告等の伝達方法	12
10	避難勧告等の伝達文	13

別添 「主要水位・雨量観測所一覧」

巻末資料

I 避難勧告等判断フロー図（水害／水位周知河川）

## 1 避難勧告等の対象とする洪水（内水氾濫）

### ＜対象（立退き避難が必要な災害の事象）＞

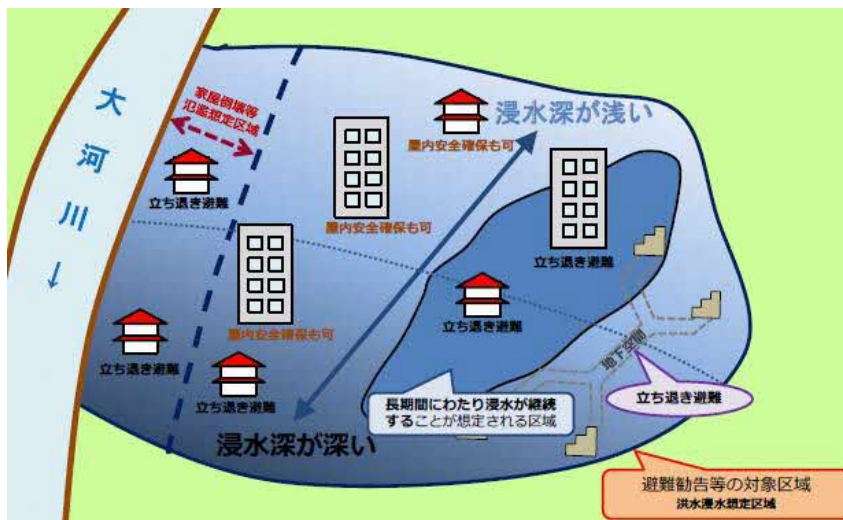
- ① 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合  
\*具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が氾濫水の流体力等に基づき家屋倒壊等氾濫想定区域を設定している場合がある。
- ② 山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合  
\*具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が家屋倒壊等氾濫想定区域を設定している場合がある。
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回るにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
- ④ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

### ＜避難勧告等の対象としない小河川・下水道等の条件（次の3条件に該当することが必要）＞

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

## 2 避難勧告等の発令対象区域

洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令対象区域を設定する。発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域や屋内での安全確保措置の区域を示して発令するのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令する。



洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難勧告等を発令するため、市町村は、河川を管理する北海道開発局・道が算定した洪水規模別、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ入手し把握しておくことが必要である。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

水位周知下水道では、水防法に基づき公表されている内水浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令対象区域を設定する。

その他河川からの氾濫についても、国・道からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することも考えられる。

なお、設定にあたっては、以下の手引き等を活用することも考えられる。

- ・地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第2版）（平成30年12月）
- ・中小河川における簡易的な水害リスク情報作成の手引き（平成30年12月）

その他河川のうちダム下流域では、これらに加え、今後順次作成が進められる浸水想定図を参考に区域を設定することも考えられる。

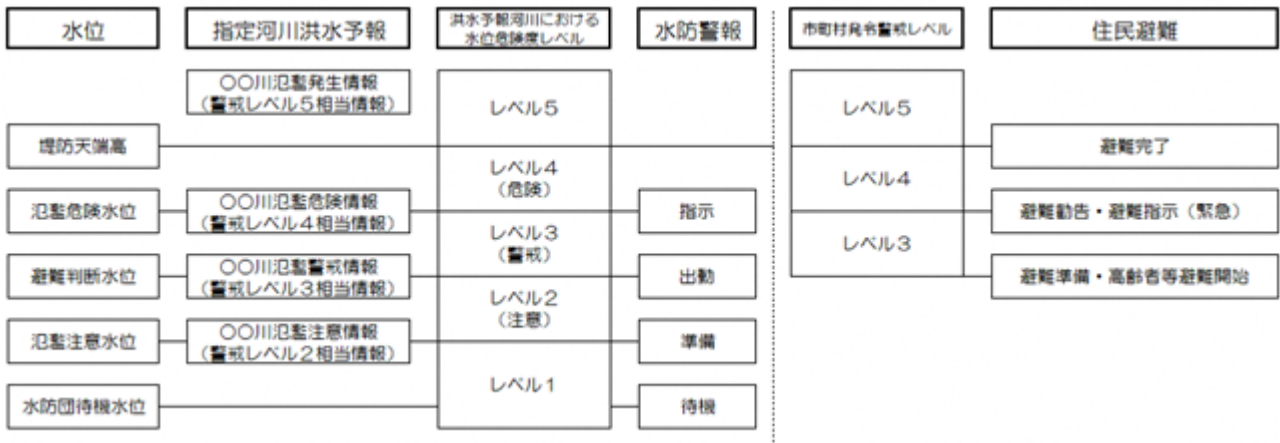
また、防災重点ため池については、今後順次作成が進められる浸水想定図を参考に区域を設定することが考えられる。

決壊や越水・溢水等により災害発生情報を発令する場合にも、上記避難勧告等の発令対象区域と同様の、決壊や越水・溢水が発生した場所を含む事前に設定した区域を発令対象区域とする。

### 3 避難勧告等の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	≪北海道防災情報システム≫ <a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a> ≪気象庁ホームページ≫ <a href="https://www.jma.go.jp/jma/">https://www.jma.go.jp/jma/</a> ≪防災情報提供システム≫ <a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/">https://bosai.jmainfo.go.jp/</a> (ID・パスワード必要)
大雨警報(浸水害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。	
大雨特別警報(浸水害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル3に相当。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
指定河川洪水予報(洪水予報河川)	国土交通省 北海道 気象庁	国や北海道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫ ≪川の防災情報≫ <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> ≪市町村向け川の防災情報≫ <a href="http://city.river.go.jp/title_city.html">http://city.river.go.jp/title_city.html</a> (ID・パスワード必要)
水位到達情報(水位周知河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。	≪市町村向け川の防災情報≫
流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる。	≪防災情報提供システム≫
大雨警報(浸水害)の危険度分布	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。	≪防災情報提供システム≫
洪水警報の危険度分布	気象庁	上流域に降った雨による、河川(洪水予報河川を除く)の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。	≪防災情報提供システム≫
降水短時間予報	気象庁	15時間先までの1時間毎の予測雨量分布の予想。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台、測候所から適時発表される。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫

## 4 河川の水位と発表される洪水予報等 【洪水予報河川の場合】



### ○情報の名称等

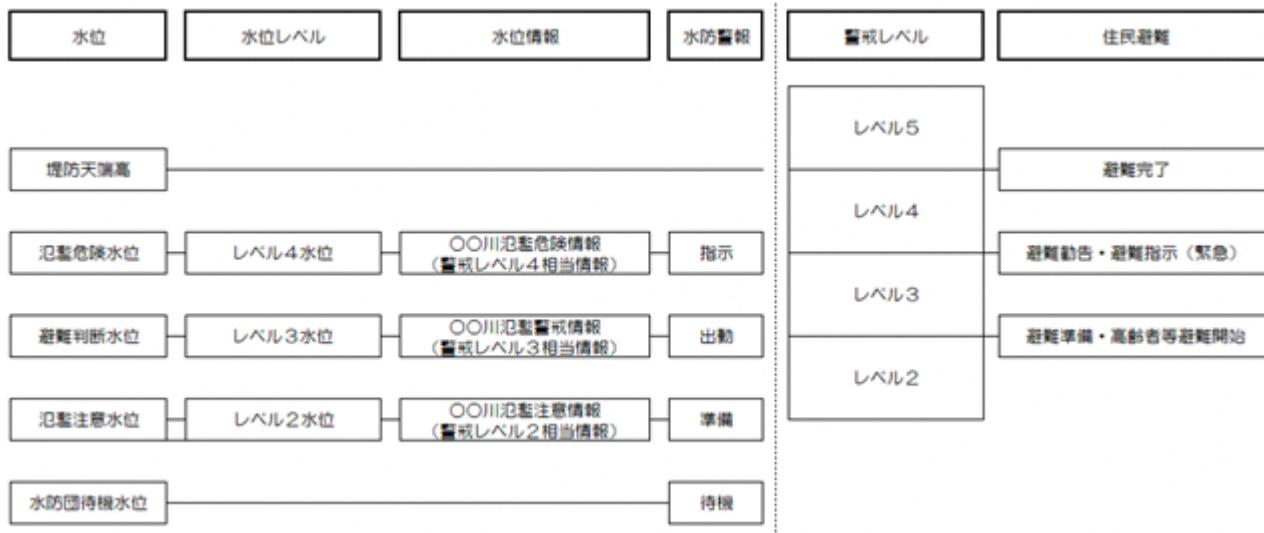
#### ■水位

- ①氾濫注意水位      水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位をいう。  
【レベル2水位】
- ②避難判断水位      氾濫注意水位（レベル2水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。  
【レベル3水位】
- ③氾濫危険水位      洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。  
【レベル4水位】

#### ■洪水予報の発表

- ①氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）
  - ・ 氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時
- ②氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）
  - ・ 避難判断水位（レベル3水位）に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位（レベル4水位）に到達すると見込まれた時
- ③氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）
  - ・ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した時
- ④氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）
  - ・ 氾濫が発生した時

【水位周知河川の場合】



○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位      水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位をいう。  
【レベル2水位】
- ②避難判断水位      氾濫注意水位（レベル2水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。  
【レベル3水位】
- ③氾濫危険水位      洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。  
【レベル4水位】

■水位到達情報の発表

- ①氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報 [洪水]）
  - ・ 氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時
- ②氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報 [洪水]）
  - ・ 避難判断水位（レベル3水位）に到達した時
- ③氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報 [洪水]）
  - ・ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した時

## 5 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<b>【警戒レベル3】</b> 避難準備・高齢者等避難開始	災害対策基本法第56条  市町村長が、避難のための立退きの準備その他の措置について行う必要な通知又は警告。	<b>高齢者等避難</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、洪水に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
<b>【警戒レベル4】</b> 避難勧告 避難指示（緊急）	災害対策基本法第60条  市町村長は、災害が発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示することができる。  避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	<b>全員避難</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（※1）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（※2）を行う。</li> <li>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>
<b>【警戒レベル5】</b> 災害発生情報	災害対策基本法第60条  市町村長は、災害が発生し、人の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するために特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。  避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	<b>災害発生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動



## 6 避難勧告等の発令の判断基準

各河川及び水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

### (避難勧告等の発令の判断基準)

#### ≪洪水予報河川≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域 図を基本とする)
<b>【警戒レベル3】</b> 避難準備・高齢者 等避難開始	1 指定河川洪水予報により、●川の●水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である●●mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、●川の●水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	●●地区 ●●地区
<b>【警戒レベル4】</b> 避難勧告	1 指定河川洪水予報により、●川の●水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である●●mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する●●mに到達したと確認された場合） 2 指定河川洪水予報の水位予測により、●川の●水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示（緊急）	<b>〈 緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 〉</b> 1 ●川の●水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）である（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する）●●mを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）である●●mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 2 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	
<b>【警戒レベル5】</b> 災害発生情報	1 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）	

※ 避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

《水位周知河川》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
<p><b>【警戒レベル3】</b> 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>1 ●川の●水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である●●mに到達した場合</p> <p>2 ●川の●水位観測所の水位が一定の水位（●●m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①●地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②●川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③●地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が●●mm以上、または時間雨量が●●mm以上となる場合）</p> <p>3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※「一定の水位」は、氾濫注意水位等を目安にすること</p>	<p>●●地区 ●●地区</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難勧告</p>	<p>1 ●川の●水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である●●mに到達した場合</p> <p>2 ●川の●水位観測所の水位が一定の水位（●●m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①●地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②●川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③●地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が●●mm以上、または時間雨量が●●mm以上となる場合）</p> <p>3 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※「一定の水位」は、避難判断水位等を目安にすること</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘察し、基準とするか判断すること</p>	
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示（緊急）</p>	<p>〈 緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 〉</p> <p>1 ●川の●水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である●●mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>2 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>	
<p><b>【警戒レベル5】</b> 災害発生情報</p>	<p>1 決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	

※ 避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図 を基本とする)
<p>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者 等避難開始</p>	<p>1 ●川の●水位観測所の水位が一定の水位（●●m）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①●地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②●川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③●地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が●●mm以上、または時間雨量が●●mm以上となる場合）</p> <p>2 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>	<p>●●地区 ●●地区</p>
<p>【警戒レベル4】 避難勧告</p>	<p>1 ●川の●水位観測所の水位が一定の水位（●●m）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①●地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②●川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③●地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が●●mm以上、または時間雨量が●●mm以上となる場合）</p> <p>2 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>	
<p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</p>	<p>〈 緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 〉</p> <p>1 ●川の●水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である●●mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>2 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>	
<p>【警戒レベル5】 災害発生情報</p>	<p>1 決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	

※ 避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

<p><b>【内水氾濫地域に対する避難勧告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水位周知下水道における内水氾濫については、内水氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合に内水氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔内水氾濫〕）が発表されるため、この水位情報を基本としつつ、雨量情報や大雨警報（浸水害）の危険度分布等も参考に避難勧告を発令する。大雨警報（浸水害）の危険度分布は、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料とすることも考えられる。</li> <li>重大な被害が生じることが想定される場合等は、避難指示（緊急）を発令する。</li> <li>立退き避難が必要となる浸水が発生したことを把握した場合は災害発生情報を発令する。</li> </ul> <p>※ 下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●地区</li> <li>●●地区</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

## 7 避難勧告等の解除の判断基準

### 《洪水予報河川・水位周知河川》

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

### 《その他河川等》

避難勧告等の解除については、当該河川または下水道の水位が十分に下がり、かつ、その他河川等については当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除するものとする。

## 8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区气象台又は●●地方气象台 <b>【電話番号●●－●●●●●●】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象の警報等に関すること。</li> </ul>
●●開発建設部 ●●課又は●●事務所 <b>【電話番号●●－●●●●●●】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国管理河川施設に関すること。</li> <li>災害対策用機材等の地域への支援に関すること。</li> <li>保有するリアルタイムの情報に関すること。</li> </ul>
●●（総合）振興局 ●●建設管理部用地管理室維持管理課 <b>【電話番号●●－●●●●●●】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道管理河川施設に関すること。</li> <li>保有するリアルタイムの情報に関すること。</li> </ul>
●●（総合）振興局 地域創生部地域政策課 <b>【電話番号●●－●●●●●●】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報及び被害情報に関すること。</li> <li>避難対策に関すること。</li> </ul>

## 9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	T V放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災行政無線(同報系)		住民
総務課	ホームページ、ツイッター等のSNS		P Cユーザー等
総務課	登録制メール		事前登録者
広報課	広報車		住民等(巡回ルート)
●●消防本部	消防車		住民等(巡回ルート)
	電話又はF A X		消防団
福祉課	電話又はF A X		要配慮者利用施設(※)
住民課	電話又はF A X		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
教育委員会	電話又はF A X		学校等
総務課	電話		●●(総合)振興局 ●●開発建設部 ●●地方気象台 ●●警察等

※要配慮者利用施設に対して、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

## 10 避難勧告等の伝達文

### (1) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。（2回繰り返す）
- こちらは、〇〇市（町・村）です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
- 特に川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

### (2) 【警戒レベル4】避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。（2回繰り返す）
- こちらは、〇〇市（町・村）です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

### (3) 【警戒レベル4】避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。（2回繰り返す）
- こちらは、〇〇市（町・村）です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- 〇〇地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難を完了してください。
- 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

### (4) 【警戒レベル5】災害発生情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。（2回繰り返す）
- こちらは、〇〇市（町・村）です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
- 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。
- （※注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）

※内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

(5) 緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）

●●市（町・村）：避難勧告

●●／●● ●●：●●

地区：●●地区

避難場所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：●●地域の●●地区にお住まいの方は、速やかに避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

別添

○主要水位・雨量観測所一覧

【洪水予報河川】

水系	河川名	水位観測所	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	堤防 天端高	所管 事業所
●●水系	●●川	●●	●●m	●●m	●●m	●●m	●●
●●水系	●●川	●●	●●m	●●m	●●m	●●m	●●
●●水系	●●川	●●	●●m	●●m	●●m	●●m	●●
●●水系	●●川	●●	●●m	●●m	●●m	●●m	●●

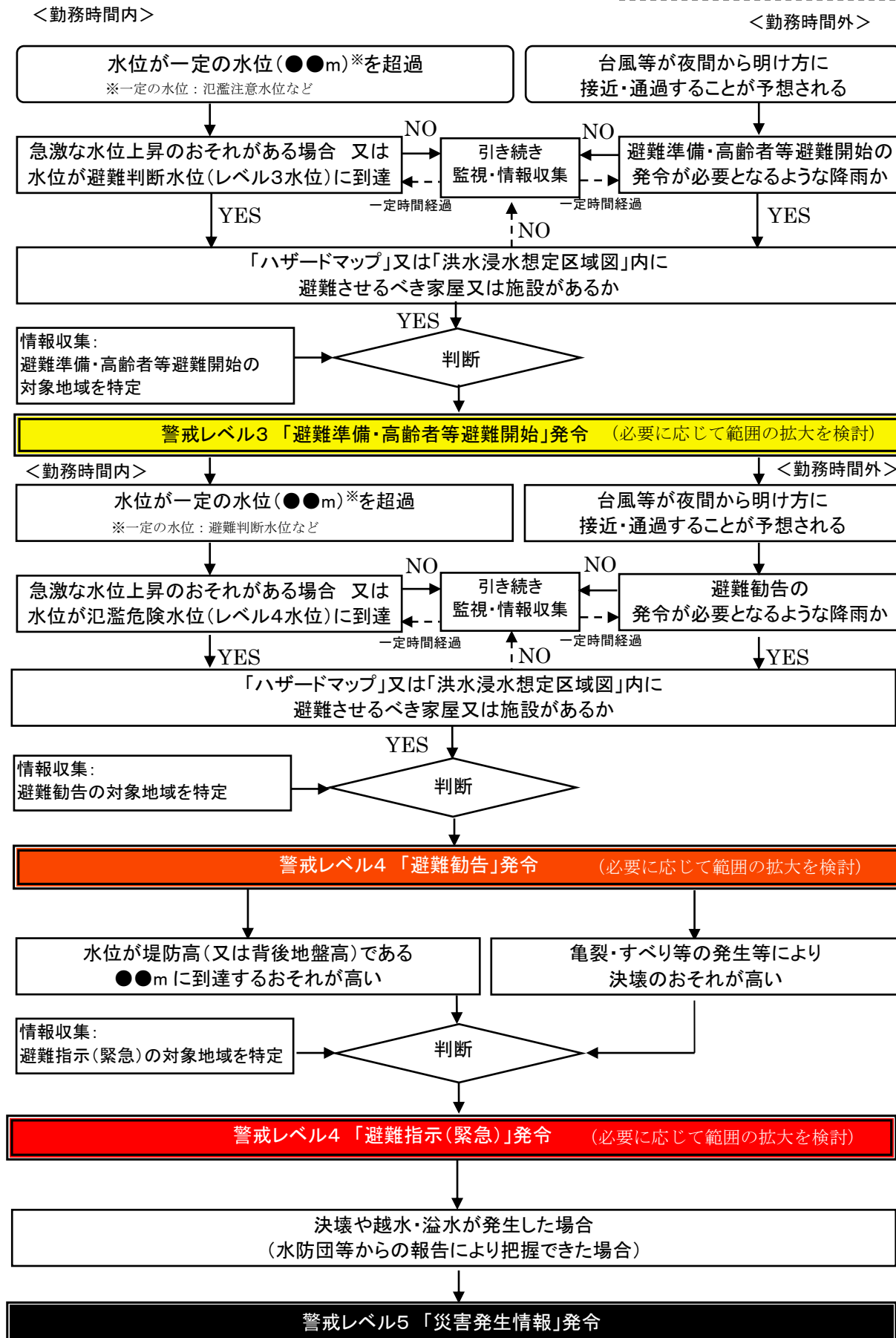
【水位周知河川】

水系	河川名	水位観測所	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	堤防 天端高	所管 事業所
●●水系	●●川	●●	●●m	●●m	●●m	●●m	●●
●●水系	●●川	●●	●●m	●●m	●●m	●●m	●●
●●水系	●●川	●●	●●m	●●m	●●m	●●m	●●
●●水系	●●川	●●	●●m	●●m	●●m	●●m	●●



巻末資料 I 避難勧告等判断フロー図（水害/水位周知河川）

【主な災害対応】  
 防災体制の確立、避難所の開設準備  
 災害情報の収集、現地パトロール 等



避難勧告等の判断・伝達マニュアル  
(土砂災害編)

【作成例】

令和 年 月

● ● 市(町・村)

## 〈 目 次 〉

1	避難勧告等の対象とする土砂災害	2
2	避難勧告等の発令対象区域	3
3	具体的な区域設定の考え方	3
4	避難勧告等の発令を判断するための情報	4
5	避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	5
6	避難勧告等の発令の判断基準	6
7	避難勧告等の解除	7
8	協力・助言を求めることのできる機関	7
9	避難勧告等の伝達方法	8
10	避難勧告等の伝達文	9

別添 「土砂災害危険箇所等一覧」

巻末資料

I 避難勧告等判断フロー図（土砂災害）

II 土砂災害の前兆現象について

## 1 避難勧告等の対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対 象	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象  ※危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難勧告等を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象  ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象  ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象  ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象  ※技術的に予知・予測が困難

## 2 避難勧告等の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多く、避難勧告等は市町村単位又は一定の地域からなる発令単位毎に発令され、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等が避難勧告等の対象となる。

対象区域は別添「土砂災害危険箇所等一覧」のとおり

### （1）土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」

#### 【土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）】

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

#### 【参考】土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難勧告の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

### （2）土砂災害危険箇所

#### ① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

#### ② 土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

### （3）その他の場所

上記（1）（2）の隣接区域やその他避難の必要がある場所

## 3 具体的な区域設定の考え方

避難勧告等の発令範囲を絞り込むため、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等発令の対象要素としてあらかじめ定めておき、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度の高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。

なお、災害の発生を把握した場合は、発生箇所や周辺区域を含む事前に設定した発令区域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等に災害発生情報を発令する。

避難勧告の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難勧告等を発令することが考えられる。この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

#### 4 避難勧告等の発令を判断するための情報

##### ○北海道土砂災害警戒情報システム (<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

- ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。
- ② 土砂災害危険度情報 土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示。  
土砂災害危険箇所、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【危険度(スネークライン)の表示】更新間隔 10分

- 濃紫(極めて危険) - 実況で土砂災害警戒情報  
【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】発表基準超過
- 薄紫(非常に危険) - 2時間後までの予想で土砂災害警戒情報  
【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】発表基準超過
- 赤(警戒) - 実況又は予想で大雨警報(土砂災害)  
【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】発表基準超過
- 黄(注意) - 実況又は予想で大雨注意報発表基準超過【警戒レベル2相当情報】

- ③ 降雨情報 降雨の状況を1kmメッシュで表示。
- ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

##### ○大雨警報(土砂災害)の危険度メッシュ(気象庁) (<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

2時間先までの土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示したもの。

【危険度の表示】更新間隔 10分

- 濃紫(極めて危険) - 実況で土砂災害警戒情報  
【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】発表基準超過
- 薄紫(非常に危険) - 2時間後までの予想で土砂災害警戒情報  
【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】発表基準超過
- 赤(警戒) - 実況又は予想で大雨警報(土砂災害)  
【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】発表基準超過
- 黄(注意) - 実況又は予想で大雨注意報発表基準超過【警戒レベル2相当情報】

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2。	北海道防災情報システム <a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a> 気象庁ホームページ <a href="https://www.jma.go.jp/jma/">https://www.jma.go.jp/jma/</a> 防災情報提供システム
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	<a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/">https://bosai.jmainfo.go.jp/</a> (ID・パスワード必要)
土砂災害警戒情報	気象庁と道の共同発表	大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒情報システム 北海道防災情報システム 気象庁ホームページ 防災情報提供システム
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	北海道防災情報システム 気象庁ホームページ 防災情報提供システム
記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報(浸水害)等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	

## 5 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p><b>【警戒レベル3】</b> 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>災害対策基本法第56条 市町村長が、避難のための立退きの準備その他の措置について行う必要な通知又は警告。</p>	<p><b>高齢者等避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域では、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難勧告 避難指示（緊急）</p>	<p>災害対策基本法第60条 市町村長は、災害が発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。</p>	<p><b>全員避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（※1）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（※2）を行う。</li> <li>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル5】</b> 災害発生情報</p>	<p>災害対策基本法第60条 市町村長は、災害が発生し、人の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するために特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。</p>	<p><b>災害発生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合には、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣より安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

## 6 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

〈避難勧告等の発令判断基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする。)
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者 等避難開始	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合	北海道土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】の発表基準を超過した区域（赤）
【警戒レベル4】 避難勧告	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表基準に予想で到達する区域が土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった全ての区域（薄紫） 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 (土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。)
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	〈緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令〉 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表されており、避難していない人に対し、すでに災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況のためより強く避難を促す場合	避難勧告が発令されているメッシュ情報で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】の発表基準を実況で超過した区域（濃紫）
【警戒レベル5】 災害発生情報	1 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。)

- ・ 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、メッシュ情報で土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表基準を超過していない場合も総合的に判断を行う。



- 立退き避難が困難となる夜間において、避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）

## 7 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、市町村は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

## 8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区气象台又は●●地方气象台 【電話番号●●－●●●●●】	・気象、土砂災害等に関すること。
●●（総合）振興局 ●●建設管理部事業室治水課 【電話番号●●－●●●●●】	・土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する こと。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する こと。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関する こと。 ・保有するリアルタイムの情報に関する こと。
●●開発建設部 ●●課又は●●事務所 【電話番号●●－●●●●●】	・直轄砂防施設に関する こと。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する こと。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関する こと。 ・保有するリアルタイムの情報に関する こと。
●●（総合）振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号●●－●●●●●】	・災害情報及び被害情報に関する こと。 ・避難対策に関する こと。

## 9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災行政無線(同報系)		住民
総務課	ホームページ、ツイッター等のSNS		PCユーザー等
総務課	登録制メール		事前登録者
広報課	広報車		住民等(巡回ルート)
●●消防本部	消防車		住民等(巡回ルート)
	電話又はFAX		消防団
福祉課	電話又はFAX		要配慮者利用施設(※)
住民課	電話又はFAX		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
教育委員会	電話又はFAX		学校等
総務課	電話		●●(総合)振興局 ●●開発建設部 ●●地方気象台 ●●警察等

※ 要配慮者利用施設に対して、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

## 10 避難勧告等の伝達文

### (1) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。（2回繰り返す）
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

### (2) 【警戒レベル4】避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。（2回繰り返す）
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まっています。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

### 【緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）】

●●市（町・村）：避難勧告  
00/00 00:00  
地区：●●地区  
避難所：●●小学校、●●会館  
理由：土砂災害発生のおそれ  
備考：当該地区の急傾斜地、崖地、沢地などに滞在中の方は、速やかに避難してください  
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

### (3) 【警戒レベル4】避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。（2回繰り返す）
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- 〇〇地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

#### (4) 【警戒レベル5】災害発生情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。  
(2回繰り返す)
  - こちらは、●●市(町・村)です。
  - 地区に土砂災害に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
  - 地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により○○道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。
- (注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)

#### 〈留意事項〉

- ・避難場所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物(鉄筋コンクリート等の堅固な構造物)の2階以上(斜面と反対側の部屋)に避難することを心がける。

別添

○土砂災害危険箇所等一覧

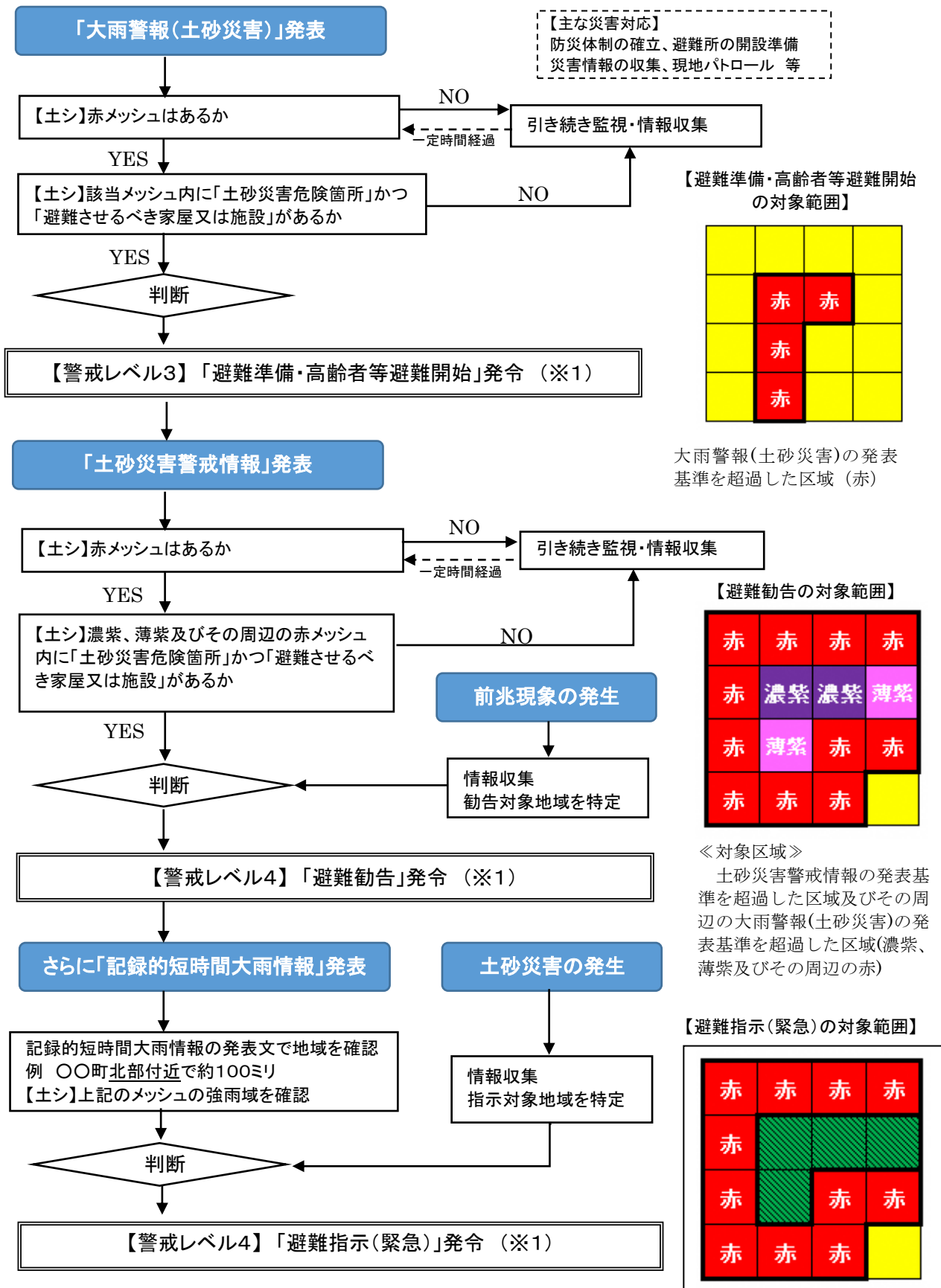
【急傾斜地崩壊危険箇所及びこれに類する箇所】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等 の有無
急 001	I-0-11-11	●●町1	○	○	有
急 002	I-0-12-12	●●町2	○	○	有
急 003	II-0-13-13	●●町3			有
急 004	III-0-14-14	●●町4			無

【土石流危険渓流及びこれに類する渓流】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等 の有無
土 001	I 01-0010	●●の沢川	○	○	有
土 002	I 01-0020	●●の沢川	○	○	有
土 003	II 01-0030	●●の沢川			有
土 004	準 01-0040	●●の沢川			無

巻末資料Ⅰ 避難勧告等判断フロー図（土砂災害） 【土シ】=北海道土砂災害警戒情報システム



※1 必要に応じ範囲の拡大を検討

《対象区域》  
土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域(濃紫・薄紫)のメッシュと重なる強雨域(80mm以上)のメッシュ

## 巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目が見える ・がけから小石がバラバラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚	・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする	
嗅 覚	・腐った土の臭いがする			

※ 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき

避難勧告等の判断・伝達マニュアル  
(高潮災害編)

【作成例】

令和 年 月

● ● 市(町・村)



## 〈 目 次 〉

1	避難勧告等の対象とする高潮災害	2
2	避難勧告等の対象とする高潮災害の危険性がある区域	2
3	避難勧告等の発令を判断するための情報	3
4	避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	4
5	避難勧告等の発令の判断基準	5
6	避難勧告等の解除の判断基準	5
7	協力・助言を求めることのできる機関	6
8	避難勧告等の伝達方法	6
9	避難勧告等の伝達文	7

## 1 避難勧告等の対象とする高潮災害

＜対象（立退き避難が必要な災害事象）＞

- ① 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合
- ② 浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
- ③ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶ恐れがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）
- ④ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

## 2 避難勧告等の対象とする高潮災害の危険性がある区域

避難勧告等の対象となる区域は、水位周知海岸が指定されている場合においては、高潮ハザードマップやその基となる高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う立退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおり。

- 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等。
- 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲。
  - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
  - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋
  - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする）
  - ・ 地下鉄、地下街、建物の地下部分
  - ・ 下水道工事等、地下で作業を行っている場所
  - ・ 道路のアンダーパス部分（立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

※ 水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考え方により浸水するおそれのある区域を基本とする。

### 3 避難勧告等の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。	≪気象庁ホームページ≫ <a href="https://www.jma.go.jp/jma/">https://www.jma.go.jp/jma/</a> ≪防災情報提供システム≫ <a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/">https://bosai.jmainfo.go.jp/</a> (ID・パスワード必要)
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台で適時発表される。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
暴風特別警報	気象庁	予想される現象が特に異常であるため、重大な暴風災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
波浪警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
高潮注意報	気象庁	高潮に対する注意を呼びかける（警戒レベル2）。また、潮位が警報基準に達する可能性が高いと予想される場合には、警報基準に達する6～24時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表される（警戒レベル3相当情報〔高潮〕）。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫ ≪北海道防災情報システム≫ <a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a>
高潮警報	気象庁	高潮により重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。 潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
高潮特別警報	気象庁	予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮の発生するおそれが著しく大きい場合に発表される（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
潮位観測情報	気象庁	3日間（昨日・今日・明日）又は1日毎の潮位の実況（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫ ≪防災情報提供センター（国土交通省）≫ <a href="http://www.mlit.go.jp/saigai/bosai_joho/">http://www.mlit.go.jp/saigai/bosai_joho/</a>

#### 4 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<b>【警戒レベル3】</b> 避難準備・高齢者等避難開始	災害対策基本法第56条  市町村長が、避難のための立退きの準備その他の措置について行う必要な通知又は警告。	<b>高齢者等避難</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> </ul>
<b>【警戒レベル4】</b> 避難勧告 避難指示（緊急）	災害対策基本法第60条  市町村長は、災害が発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示することができる。  避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	<b>全員避難</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣のより安全な場所」（※1）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（※2）を行う。</li> <li>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>
<b>【警戒レベル5】</b> 災害発生情報	災害対策基本法第60条  市町村長は、災害が発生し、人の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するために特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。  避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	<b>災害発生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善な行動をとる。</li> <li>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

## 5 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者 等避難開始	1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	●●地区 ●●地区
【警戒レベル4】 避難勧告	1 高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）、あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合 2 水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合 3 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 4 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合 (注) 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に避難勧告を発令する必要がある。	
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	〈 緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 〉 1 水門、陸閘等の異常が確認された場合 2 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ※危険潮位：その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位	
【警戒レベル5】 災害発生情報	1 海岸堤防等が倒壊した場合 2 異常な越波・越流が発生した場合 3 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合	

## 6 避難勧告等の解除の判断基準

避難勧告等の解除については、当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が解除された段階を基本として、解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

## 7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項	海岸名など
札幌管区気象台又は●●地方気象台 【電話番号●●－●●●●●●】	・気象、高潮の警報等に関する事項。	－
●●開発建設部●●課又は●●事務所	・災害対策用機械等の支援に関する事項。 ・直轄施設の被害情報に関する事項。	－
●●（総合）振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号●●－●●●●●●】	・災害情報及び被害情報に関する事項。 ・避難対策に関する事項。	－
各管理者 【電話番号●●－●●●●●●】	・海岸施設等に関する事項。	●●海岸

## 8 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 （災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送 視聴者
		ラジオ放送 聴取者
		緊急速報メール 町内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災行政無線（同報系）	住民
総務課	ホームページ、ツイッター等のSNS	PCユーザー等
総務課	登録制メール	事前登録者
広報課	広報車	住民等（巡回ルート）
●●消防本部	消防車	住民等（巡回ルート）
	電話又はFAX	消防団
福祉課	電話又はFAX	要配慮者利用施設（※）
住民課	電話又はFAX	町内会、自主防災組織、避難支援関係者
教育委員会	電話又はFAX	学校等
総務課	電話又はFAX	●●（総合）振興局 ●●開発建設部 ●●地方気象台 ●●警察等

※ 要配慮者利用施設に対して、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

## 9 避難勧告等の伝達文

### (1) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。（2回繰り返す）
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 〇〇地区に高潮に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 高潮の危険性が高まることが予想されます。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 特に海岸沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる場合に言及）は、避難を開始してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
- （今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難を開始してください。）※暴風が予想される場合は、暴風となる前の避難を呼びかける。

### (2) 【警戒レベル4】避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。（2回繰り返す）
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 〇〇地区に高潮に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 高潮の危険性が高まっています。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
- （今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難を開始してください。）※暴風が予想される場合は、暴風となる前の避難を呼びかける。

### (3) 【警戒レベル4】避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。（2回繰り返す）
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 〇〇地区に高潮に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 高潮の危険性が極めて高まっています。
- 〇〇地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

### (4) 【警戒レベル5】災害発生情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。（2回繰り返す）
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 〇〇地区に高潮に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
- 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。
- （※注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）

(5) 緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）

●●市（町・村）：避難勧告

●●／●● ●●：●●

地区：●●地区

避難所：●●小学校、●●会館

理由：高潮のおそれ

備考：●●地域の●●地区にお住まいの方は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。



避難勧告等の判断・伝達マニュアル  
(津波災害編)

【作成例】

令和 年 月

● ● 市(町・村)

## 〈 目 次 〉

1	避難指示（緊急）の対象とする津波災害	2
2	避難指示（緊急）の対象とする津波災害の危険性がある区域	2
3	避難指示（緊急）の対象となる人	2
4	避難指示（緊急）の発令を判断するための情報	3
5	避難指示（緊急）により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	3
6	避難指示（緊急）の発令の判断基準	4
7	避難指示（緊急）の解除	4
8	協力・助言を求めることのできる機関	5
9	避難指示（緊急）の伝達方法	5
10	避難指示（緊急）の伝達文	6

## 1 避難指示（緊急）の対象とする津波災害

- ・大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合
- ・津波による浸水が想定される地域に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

## 2 避難指示（緊急）の対象とする津波災害の危険性がある区域

対象区域は、別添「津波ハザードマップ又は津波避難計画」のとおり

### （1）大津波警報の発表時

- ・最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき道が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）
- ・ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

### （2）津波警報の発表時

- ・津波の高さが高いところで3mと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
- ・ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難対象区域は広めに設定する必要がある。

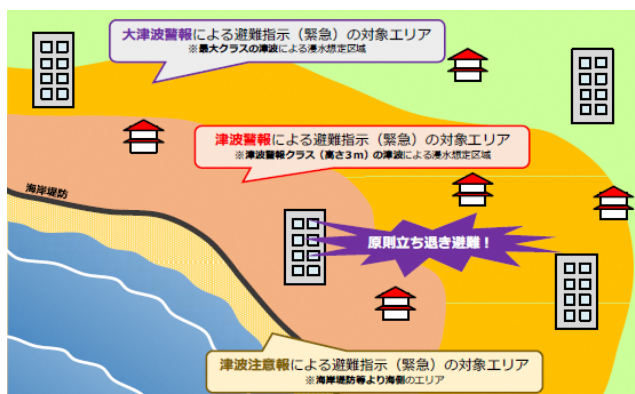
### （3）津波注意報の発表時

- ・津波の高さが高いところで1mと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防等の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。
- ・ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。
- ・海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

※ 津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差

## 3 避難指示（緊急）の対象となる人

避難指示（緊急）の対象となるのは、「2 避難指示（緊急）の対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。



#### 4 避難指示（緊急）の発令を判断するための情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

発表される津波の高さについては、5区分であり、各区分の高い方の数値が発表される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m < 予想高さ	10m超	巨大
	5m < 予想高さ ≤ 10m	10m	
	3m < 予想高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)

#### 5 避難指示（緊急）により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難指示（緊急）	<p>災害対策基本法第60条</p> <p>市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、急を要すると認めるとき、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。</p>	<p>避難指示（緊急）の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。</p>

※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

※ 震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

## 6 避難指示（緊急）の発令の判断基準

避難指示（緊急）の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地状況を総合的に勘案し、避難指示（緊急）を発令する。

〈避難指示（緊急）の発令判断基準〉

基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域
1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
2 津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
3 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地地震の場合の避難勧告等については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

## 7 避難指示（緊急）の解除

避難指示（緊急）の解除は、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。

## 8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項	海岸名など
札幌管区気象台又は●●地方気象台 【電話番号●●－●●●●●】	・気象、津波の警報等に関する事項。	－
●●開発建設部●●課又は●●事務所 【電話番号●●－●●●●●】	・災害対策用機械等の支援に関する事項。 ・直轄施設の被害情報に関する事項。	－
●●（総合）振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号●●－●●●●●】	・災害情報及び被害情報に関する事項。 ・避難対策に関する事項。	－
各管理者 【電話番号●●－●●●●●】	・海岸施設等に関する事項。	●●海岸

## 9 避難指示（緊急）の伝達方法

避難指示（緊急）の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由で マスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災行政無線（同報系）	住民	
総務課	ホームページ、ツイッター等のSNS	PCユーザー等	
総務課	登録制メール	事前登録者	
広報課	広報車	住民等（巡回ルート）	
●●消防本部	消防車	住民等（巡回ルート）	
	電話又はFAX	消防団	
福祉課	電話又はFAX	要配慮者利用施設	
住民課	電話又はFAX	町内会、自主防災組織、避難支援関係者	
教育委員会	電話又はFAX	学校等	
総務課	電話又はFAX	●●（総合）振興局、●●開発建設部、 ●●地方気象台、●●警察等	

## 10 避難指示（緊急）の伝達文

### (1) 避難指示（緊急）の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、●●地域に避難指示を発令しました。
- ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

### 【緊急速報メールの文例（避難指示（緊急）・北海道防災情報システムを使用した場合）】

●●市（町・村）：避難指示（緊急）  
00/00 00:00  
地区：沿海地区  
避難所：指定緊急避難場所  
理由：大津波警報発表  
備考：沿海部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください  
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

### (2) 避難指示（緊急）の伝達文の例（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 強い揺れの地震がありました。
- 津波が発生する可能性があるため、●●地域に避難指示を発令しました。
- ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

### (3) 避難指示（緊急）の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、●●市（町・村）です。
- 津波注意報が発表されたため、●●地域に避難指示を発令しました。
- 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

## 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 抄

## 第 4 章 政府所有米穀の販売

## I 通常時の販売

## 第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

## 1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 政府統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

- ア 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合
- イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

- ア 政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。
- イ 知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける。
- ウ イの米穀を販売する価格は、政策統括官が別途定める。
- エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1) のアの場合は、30 日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内）であって政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。

- a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
- b 自衛隊の派遣が行われていること。
- c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3 か月以内であって政策統括官と知事が協議し決定した期間とする。

## 2 災害救助用米穀の引渡方法

政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続きを行う。

(1) 政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）（様式 4 - 24）により契約を締結する。



- (2) 政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
- (3) 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1) 及び (2) の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結するものとする。

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて 抄

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第 4 章 I 第 11 に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続きについては、下記のとおりとする。

## 記

### 1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第 4 章 I 第 11 の 1 の (1) に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、政策統括官付貿易業務課担当者（別紙 1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙 2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せて F A X 又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記 (1) の場合にあつて、市町村長が直接、政策統括官に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があつた場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であつて、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、(2) 又は (3) の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

(別紙2)

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量(kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考